

監査結果のフォローアップについて

1. 行政監査

行政監査とは、監査委員による監査の1つとして、財務監査とは別に、地方公共団体の事務の中から特定のテーマを選定し、公正で能率的な行政の確保の観点から組織横断的に行う監査である。

◎テーマ（21年度）

高額設備等の活用状況について

◎目的

県が取得し、保有する財産は、適正かつ有効に活用され、その取得目的に応じた効果が発揮されなければならない。厳しい財政状況のもと、高額な試験研究機器や美術工芸品などは、特にその効果の発現が求められる。このため、これら高額な設備等が有効に活用されているかなどについて監査し、県の行財政改革の推進に資するものとする。

◎監査結果での主な意見に対する措置状況

	主な意見	主な措置状況
①	【機器等の相互利用・共同利用(共同購入)】 現有機器等の各所属間での相互利用の積極的な推進と、高額機器等の新たな導入に当たっての共同利用(共同購入)の仕組みの検討	・「高額機器等の有効活用に関する指針(仮称)」を策定し、全庁的に相互利用及び共同利用(共同購入)を促進する。 ・新たな機器等の購入に当たっては、その必要性を判断するための審査会を設置予定
②	【不用物品の活用】 不用物品の活用を図るため、各所属の不用物品情報を一括して提示し、他所属からの管理換え要望や市町村、公共的団体等から譲受希望を募る仕組みの検討	・H24.4月稼働予定の備品管理システムにより、不用物品情報の共有が可能となることから、これを活用し管理換えの促進を図る。(当面は、掲示板システムを活用) ・ホームページ等を活用し、他団体や民間企業から譲渡希望を募る。
③	【不用物品の処分】 不用物品及び使用不能物品の適時・適切な処分と、各所属の不用物品等を一括して棄却するなどの処分費用を軽減する方策の検討	・原則、耐用年数経過後、3年間使用実績のない機器等については、管理換えや譲渡の検討を行ったうえで、用度管財課において一括処分することとし、適切な処分と処分費用の軽減を図る。
④	【美術工芸品の有効活用】 美術工芸品について、市町村への貸付けを促進するなどの県民の鑑賞機会拡充とホームページでの情報提供の充実	・市町村施設での展示会開催の指導・助言を行うなど、作品貸付を促進(県庁舎・県立病院・県立図書館において特設ギャラリーを開設、H22.7～8月に日田市にて「宇治山哲平展」、中津市にも「糸園和三郎」作品を貸付予定) ・ホームページで、ほぼ全ての収蔵作品を検索できる新たなシステムを、今年度中に開始予定
⑤	【事務処理マニュアルの作成】 実用的な物品管理事務処理マニュアルの作成	・物品管理に関する詳細な解説、様式集、問答集をパッケージにした実用的な事務処理マニュアルを今年8月に作成